

郡山市介護サービス計画作成等介護保険事業の適切な運営のための
保有個人情報外部提供に関する事務取扱要領

平成12年4月1日制定
平成15年4月1日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成18年4月1日一部改正
平成19年4月1日一部改正
平成20年4月1日一部改正
平成26年4月1日一部改正
平成28年3月7日一部改正
平成29年4月1日一部改正
令和4年3月3日一部改正
[保健福祉部介護保険課]

(目的)

第1条 この要領は、郡山市介護保険課（以下「市」という。）が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく要介護認定又は要支援認定（以下「認定」という。）のために収集した被保険者の保有個人情報を、居宅サービス計画、施設サービス計画若しくは介護予防サービス計画（以下「介護サービス計画」という。）の作成及び介護予防ケアマネジメントの実施等介護保険事業の適切な運営のために必要とする者に対し、郡山市個人情報保護条例（平成6年3月29日郡山市条例第5号）第9条第3項第2号の規定に基づき外部提供を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義については、介護保険法及び郡山市個人情報保護条例で使用する用語の例による。

(保有個人情報外部提供の対象者)

第3条 保有個人情報の外部提供を行う対象は、介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために情報を必要とする指定居宅介護支援事業者、特定施設入所者生活介護施設、小規模多機能型居宅介護施設、認知症対応型共同生活介護施設、地域密着型特定施設入居者生活介護施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設（施設サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営に必要である場合に限る。）、指定介護予防支援事業者、地域包括支援センター（以下「事業者等」という。）とする。

(外部提供する保有個人情報の内容)

第4条 外部提供は、認定を受けた被保険者が、認定申請の際に自己の保有個人情報を介護

サービス計画作成等介護保険事業の適切な運営のために必要がある場合に利用されることについて同意をしている場合に限られ、提供する保有個人情報、次のいずれかのものとする。

- (1) 認定調査票
- (2) 主治医意見書（ただし、当該意見書を作成した主治医が同意した場合に限る。）
- (3) 一次判定結果（介護認定審査会資料）

2 前項に規定する保有個人情報は、認定の申請に対する処分に使用されたものとする。ただし、一次判定結果については、認定の申請に対する処分前のものとする。

（保有個人情報外部提供の申請方法）

第5条 保有個人情報の外部提供を受けようとする事業者等は、保有個人情報外部提供申請書（第1号様式）に必要事項を記入の上、市へ提出しなければならない。

（保有個人情報外部提供の決定及び通知）

第6条 市は、前条の規定により申請があった場合は、申請に対しての諾否を決定しなければならない。

2 市は、前項の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容を保有個人情報外部提供回答書（第2号様式）により、事業者等に通知しなければならない。

（保有個人情報外部提供に当たっての条件）

第7条 市は、前条の規定において承諾（提供）の決定を行う場合、事業者等が次に掲げる事項について遵守することを、その条件として付すものとする。

- (1) 外部提供を受けた保有個人情報を介護サービス計画作成等介護保険事業の適切な運営のために必要がある場合を除いて使用しないこと。
- (2) 外部提供を受けた保有個人情報を介護サービス計画作成等介護保険事業の適切な運営に携わる関係人以外の者（被保険者本人及び被保険者本人の親族を含む。）に提示及び提供しないこと。
- (3) 外部提供を受けた保有個人情報について、漏洩及び改ざんの防止、その他の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (4) 外部提供を受けた保有個人情報は、施錠管理できる場所に保管し、鍵は厳重に管理すること。
- (5) 外部提供を受けた保有個人情報を紛失又は破損したときは、直ちに市へ連絡し、その指示に従うこと。
- (6) 本人との居宅介護支援、施設サービス、介護予防支援の提供に係る契約が終了したとき、または、資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料を市へ返還すること。
- (7) 同一の保有個人情報について、再度の外部提供依頼は行わないこと。
- (8) 外部提供を受けた保有個人情報については、その事業者等において一部のみ保有する

こと。

(9) 市から提供を受けた保有個人情報の提示若しくは返還を求められたときは、速やかにこれに応じること。

2 事業者等の管理者は、自らの職員や職員であった者に対し、前項各号の事項を遵守するよう管理指導を徹底すること。

(遵守事項違反に対する措置)

第8条 市は、保有個人情報の外部提供を受けた事業者等が前条に規定する事項を遵守しなかった場合は、その事業者等に対して、その後の情報の提供を拒否することができる。

(保有個人情報の提供期間)

第9条 保有個人情報の外部提供期間は、承諾(提供)決定日からその年度の末日までとする。

(保有個人情報外部提供の依頼方法等)

第10条 第6条の規定により通知された保有個人情報外部提供回答書において、承諾(提供)の決定を受けた事業者等は、保有個人情報の外部提供を受けようとする場合、保有個人情報外部提供被保険者名簿(第3号様式)及び当該名簿に記載された被保険者の介護サービス計画を作成することが明らかな書類等の写しを市へ提出するものとする。

2 市は、前項の規定により提出された書類の内容を確認し、適正と認める場合に第4条第1項に規定する保有個人情報の写しを提供するものとする。

3 提供場所は、市が定める場所とする。

4 提供に要する費用は、無料とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、保有個人情報の外部提供に関する必要な事項は、事業者等と別途協議する。

附則

1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成28年3月7日から施行する。

附則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和4年3月3日から施行する。

保有個人情報外部提供申請書

年 月 日

郡山市長

申請者

事業所名

事業所所在地

電 話

事業所番号

職 ・ 氏 名

郡山市介護サービス計画作成等介護保険事業の適切な運営のための保有個人情報外部提供に関する事務取扱要領第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

使用業務の名称	介護サービス計画作成等介護保険事業の適切な運営のための業務
利用する保有個人情報の内容	認定調査票 主治医意見書 一次判定結果（介護認定審査会資料）
利用目的	介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のため
利用期間	提供決定日から 年 月 日まで
備考	

注 太線内を記入してください。

処 理 欄	
担 当 課	郡山市保健福祉部介護保険課（電話 024-924-3074）

郡介第 号
年 月 日

様

郡山市長

保有個人情報外部提供回答書

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の外部提供については次のとおり諾否の決定をいたしましたので、郡山市介護サービス計画作成のための保有個人情報の外部提供に関する事務取扱要領第6条第2項の規定により通知します。

諾否決定の内容	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 非提供	
提供する保有個人情報の内容	認定調査票 主治医意見書（ただし、当該意見書を作成した主治医が同意した場合に限る。） 一次判定結果（介護認定審査会資料）	
提供日時及び提供場所	日 時	諾否決定日から 年 月 日まで 午前8時30分から午後5時15分まで ※市の休日は除く
	場 所	介護保険課
非提供の理由		
提供の条件	介護サービス計画作成のための保有個人情報の外部提供に関する事務取扱要領第7条に規定する事項を順守すること。	
備 考		
担 当 課	郡山市保健福祉部介護保険課（電話 024-924-3074）	

第3号様式（第10条関係）

個人情報外部提供被保険者名簿

No.	被保険者番号			生年月日	審査会日 又は 認定日	提供種別	市確認欄
	フリガナ						
	氏名						
1				M・T・S	《審査会日》 年 月 日	<input type="checkbox"/> 一次判定 <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 調査票	<input type="checkbox"/> 居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出書 <input type="checkbox"/> 現在有効な契約書、入所申込書等
				年 月 日	《認定日》 年 月 日		
2				M・T・S	《審査会日》 年 月 日	<input type="checkbox"/> 一次判定 <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 調査票	<input type="checkbox"/> 居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出書 <input type="checkbox"/> 現在有効な契約書、入所申込書等
				年 月 日	《認定日》 年 月 日		
3				M・T・S	《審査会日》 年 月 日	<input type="checkbox"/> 一次判定 <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 調査票	<input type="checkbox"/> 居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出書 <input type="checkbox"/> 現在有効な契約書、入所申込書等
				年 月 日	《認定日》 年 月 日		
4				M・T・S	《審査会日》 年 月 日	<input type="checkbox"/> 一次判定 <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 調査票	<input type="checkbox"/> 居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出書 <input type="checkbox"/> 現在有効な契約書、入所申込書等
				年 月 日	《認定日》 年 月 日		
5				M・T・S	《審査会日》 年 月 日	<input type="checkbox"/> 一次判定 <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 調査票	<input type="checkbox"/> 居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出書 <input type="checkbox"/> 現在有効な契約書、入所申込書等
				年 月 日	《認定日》 年 月 日		
6				M・T・S	《審査会日》 年 月 日	<input type="checkbox"/> 一次判定 <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 調査票	<input type="checkbox"/> 居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出書 <input type="checkbox"/> 現在有効な契約書、入所申込書等
				年 月 日	《認定日》 年 月 日		
7				M・T・S	《審査会日》 年 月 日	<input type="checkbox"/> 一次判定 <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 調査票	<input type="checkbox"/> 居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出書 <input type="checkbox"/> 現在有効な契約書、入所申込書等
				年 月 日	《認定日》 年 月 日		

提出年月日

_____年 月 日

種別番号 _____
事業所名 _____
事業所番号(10桁) _____
事業所連絡先 _____